

■福井女子中学生殺害事件再審確定

事件が問いかける課題は余りに重い

事件発生から38年。逮捕から一貫して無実を訴える前川彰司さんが裁判をやり直す再審開始が確定した。再審が認められ審理が開始されるまでには高いハードルと長い年月がかかる。無実の人を罰することは国家による重大な人権侵害だ。再審請求に関する法制化が喫緊の課題である。

当たり前前の人生を歩んでいきたい！

昭和61年3月19日午後9時40分ごろ、福井市の市営住宅で留守番をしていた中学3年の女子生徒が殺害された。その日は中学の卒業式で女子生徒の顔や首、胸には五十数カ所の傷があった。捜査は難航し、捜査当局は犯行の異様さからシンナーの使用者らを中心に調べを進め、翌年に前川彰司さんを逮捕・起訴した。当時21歳の前川さんを警察

が逮捕する決め手は、「夜に服に血が付いた前川さんを見た」という複数の関係者の証言だった。前川さんが「知らない」「やっていない」と、何度説明しても聞き入れてもらえず起訴され、福井地裁の一审は無罪だったが、名古屋高裁金沢支部の二審で懲役7年の有罪となり、最高裁判所に上告するも棄却され刑が確定。服役を終え、平成16年に最初の再審請求を行った。7年後に一旦は再審が認められるが、検察が意義を申し立て取り消される。一昨年、再審請

求を行い、今年10月に高裁金沢支部は2回目の再審を認める決定を出した。逮捕から一貫して無実を訴えてきた前川さんの主張が、裁判をやり直す再審を再びたぐり寄せた。検察側は当初、弁護団が求めていた新たな証拠の開示を拒否していたが、裁判所の強い求めで当時の捜査報告書など合わせて287点の証拠を昨年開示した。名古屋高裁金沢支部はこの開示された証拠などを踏まえ、主要な関係者の1人が自らの刑事事件について優位な量刑



名古屋高等裁判所金沢支部

を得るなど不当な利益を図るために「前川さんが犯人だ」とウソの証言を行ったと指摘。有罪の証拠となる目撃証言について「信用できない」と判断し、「前川さんが犯人であることについて合理的な疑いを越える程度の立証はされていない」と当時の捜査を痛烈に批判。有罪判決を維持するのは「正義に反する」と述べた。事件発生から38年。無実を訴えながら殺人罪で服役し、2度目の再審請求を勝ち取っ